

領土問題と歴史認識

林博史（関東学院大学）

はじめに

本報告は日本が周辺諸国との間で抱えている領土問題について、近代国家における領土問題という視点と、日本の侵略戦争・植民地支配に関わる歴史認識という視点の、二つの視点から、考えてみたい。

1 領土問題を考える際のポイント

まず近代国民国家の3要素として挙げられるのが、領土、国民、主権である。地球の隅々に至るまで、いずれかの国家の領土として確定されていくのは近代国家の段階である。そして人びとは国民としての枠をはめられ、領土を超えた自由な移動を国家によって制限されるようになる。前近代世界においては、それぞれの国家の中心・主要部分は領土として明確にされるが、周辺部分はいまのままにされていたことはごく普通のことだった。

領土問題を考えるにあたって、次の4つのレベルを整理して考える必要がある。

- ① 領有権（主権） どの国の領土か。共同主権という選択肢は将来ありうるか？
- ② 施政権（誰が統治するのか） 主権とは別に、共同管理、第3者管理もありうる。
- ③ 経済的利益（漁業、海底資源など） 領土問題は土地問題であるだけでなく、島である場合、海をめぐる争いであり、①②とは区別した対処が重要になってくる。
- ④ 軍事的利益 軍隊を配備する権利、あるいは非軍事化による相互利益
日本を取り巻く島の場合、島の領有権だけではなく、③の比重が大きい。

これまでいくつかの国々が領土問題を解決してきたが、その方式はいくつかのパターンに分けることができるように思われる。

- (a) 半分ずつ分ける方式 中国とロシア、中国と周辺諸国、ロシアとノルウェーなど
- (b) 一方的譲歩 ドイツと周辺諸国 ドイツはこれにより周辺諸国との関係改善を図り、それがEU（とその拡大）につながり、ドイツの経済的影響力拡大にもつながっている。
- (c) 棚上げ 相互に自粛し、領土の帰属が、どちらの国にとっても大した問題ではない、他に影響をしないような状況を作ることが心がる。そして将来の世代がうまく解決することを期待する。

どのような解決方式をとるにせよ、解決にいたる過程で次のような対応が求められる。

- (ア) 領土問題に付随する問題は個別問題ごとに協定して対処する。たとえば、漁業や地下資源は領土の帰属とは切り離して処理することが可能である。漁業協定について

は、日韓、日中でおこなっている。

- (イ) 当該国間での領土問題の比重を下げる努力をする。そのために相互協力と信頼関係を積み重ねる。
- (ウ) 相互に領土問題を政治的に利用しない。相手国への不信・対立を煽らない。特に政治家とメディアが良識ある対応をおこなう必要がある。サミュエル・ジョンソンの「愛国心は悪党の最後の逃げ場（言い訳）」という言葉の思い起こすべきである。

解決にあたって留意すべき点として次のような点を挙げられる。

- (1) 先住民の権利を承認すること。「北方領土」であればアイヌなどの先住民、尖閣諸島であれば沖縄の人々。近代国家形成以前から、その土地・海に住み、あるいは利用していた人々の意思を尊重すること。
- (2) 現在住んでいる住民の人権を保障すること。たとえば千島・色丹のロシア人。
- (3) 「固有の領土である」「領土問題は存在しない」「相手が不当占拠」などという対話を拒否するような、挑発的敵対的な態度をとらない。話し合いによる解決を求める姿勢を貫く。
- (4) 領土問題というと土地をめぐる問題とだけ理解されがちだが、実際には必ずしもそうではない。先に述べた4つのレベルのように、対立している次元とは別の次元で考えてみる。
- (5) 双方が納得する、あるいは双方が利益を得る Win Win 方法をとる。片側だけが利益を得る方法は、長続きしない。長期的な双方の利益を図り、領土がどちらのものになっても、失った側が敗北感をもたないような解決方法を追求する必要がある。

以上が報告者の領土問題に対する基本的な考え方であるが、日本が抱える領土問題は、単なる領土問題にとどまらず、日本の侵略戦争・植民地支配と関連した歴史問題としての側面がある。したがって、単なる領土問題としての対処では済まされない。

2 いわゆる「北方領土」一齒舞、色丹、国後、択捉

齒舞、色丹と、国後、択捉を含む千島列島は、アイヌなど先住民を無視して日露で分割した島々である。まず議論の前提として、日本もロシアをこれらの地域を「固有の領土」などと主張する権利はないことを確認すべきである。

1951年のサンフランシスコ平和条約において、日本は千島列島を放棄したが、平和条約締結前後においては、日本政府は、国後・択捉は千島列島に含まれると公式に解釈していた。後になって、両島は千島列島に含まれないと解釈を一方的に変えるが、その説明はないし、かつては千島に含まれると公式に表明していた事実を隠している。

1956年の日ソ共同宣言では、平和条約締結後、齒舞、色丹を返還することで合意している。日本政府の説明では、国後、択捉は今後協議を継続する方針だということだが、この共同宣言にはそうした内容は含まれていない。齒舞・色丹だけの2島返還で合意すれば、アメリカは、沖縄を返還しないと脅したことはよく知られている（ダレスの脅し）。4島返還論は、その可否は別として、日ソ（日露）和解を阻むための道具として利用されてきて

いる。この4島を「北方領土」として括る理解はきわめて政治的であり問題である。

1990年代には、4島をなんらかの方法で分割する方式での解決が模索されていたが、それを進めてきた日本の政治家や外務官僚が排除されて、行き詰った。

歯舞と色丹は、千島列島には含まれていないと理解されてきているので、サンフランシスコ平和条約で日本が放棄したものではないという主張は一定の根拠があるが、千島列島は平和条約で放棄しているからには、日本には国後と択捉の返還を要求する権利はないと考えるべきである（返還を求めること自体ができないと言っているわけではないが）。

ロシアがそれらの島々を占領したのは、対日参戦の見返りにアメリカがソ連に千島を渡すと約束したからであるが、領土拡張を否認した連合国の理念には反する。まして歯舞、色丹の占領はヤルタ密約が有効だとしても問題であり、ロシアの占領には正当性は認められない。強いて言えば、ロシアが60年以上実効支配していることがロシアに有利な側面と言えるかもしれないが、そのような強者の論理は好ましくないだろう。

この地域の先住民が国家を形成していない状況で、領土の帰属を決めるとすると、ロシアと日本のいずれかになる状況であるが、両国ともに、自国の領土だと主張するには問題があることを認識しなければならない。領有権については、歯舞、色丹、国後、択捉の4島をなんらかの形で日露が分け合う形を模索するしかないだろう。ただどのように分け合うことになるとしても、先住民であるアイヌなどの発言権を保障しなければならないし、すでに60年以上にわたって住みついた住民の意思も尊重しなければならない。ソ連によって追い出された元島民の意思もなんらかの形で反映されることも考慮されるべきだろう。領有権は日露どちらかになるとしても、実際の行政は共同で実施することも検討すべきであろう。日露両国民が自由に行き、住み、働くことができるような地として、日露友好と、これらの地域の先住民の権利と名誉回復の地にすることが望ましい。日露両国の、帝国主義の過去への自覚と反省が前提である。特に日本の場合、先住民あるいは少数民族に対する政策や理解に大きな問題があるので、こうした政策を見直し、国民的なレベルで理解を深める機会にすべきである。

3 竹島（独島）

竹島問題を領土問題として考えるとき、前近代におけるさまざまな文書の解釈をめぐる日韓双方の議論がある。諸文書を丁寧に検証する研究には敬意を表すが、古文書で、その島の記載があることをいくら挙げて、その島を領有していたこととは必ずしもつながらないのではないのか。19世紀まで、日韓双方の政権担当者にとって、竹島など大した問題ではなかったように思える。19世紀末から20世紀にかけての、欧米の進出とその中での日中韓の近代化、日本の帝国主義化、直接には日露戦争の中で、この小さな島が注目されるようになったのではないだろうか。

日本から見れば、日露戦争でのロシア艦隊との戦闘のために竹島が注目されたのであり、1905年1月に竹島領有を閣議決定した際の論理は「無主地先占」であった。つまり、それ以前は日本の領土ではなかったことを意味している。韓国の側も1900年の勅令を根拠に挙げるが、日本と5年ほど前後するだけである。したがって、単なる領土問題として見た場合、日韓どちらの言い分も決定的とは言えない。

竹島の問題は、単なる領土問題ではなく、歴史問題であることが大きな特徴であろう。言うまでもなく、1904年2月に日露戦争が始まってから、日韓議定書（韓国は事実上、日本軍の占領下に）、第1次日韓協約（日本政府推薦の外交・財政顧問）、1905年9月に日露戦争が終了してから、第二次日韓協約（外交権剥奪）、さらに第3次日韓協約（日本が内政権も）、そして1910年の韓国併合に至る、一連の日本による朝鮮半島植民地化の流れのなかで、1905年1月の竹島領有化の閣議決定があった。島根県役人が鬱陵島を訪問し、竹島領有を伝えたのは1906年3月のことで、韓国はすでに外交権も奪われていた。

こうした経過を見ると、日本の竹島領有を、日本による韓国に対する侵略、植民地化の一つのプロセスとする韓国側の受け止め方、つまり単なる領土問題ではなく歴史問題でもあるという受け止め方は、十分に理解できる。日本が、竹島は日本の領土だと主張することは、日本が侵略と植民地支配を反省していないことを示す象徴となっていることも理解できる。

日本がもし竹島は日本の領土だと以前から信じていたのだとすれば、日露戦争という戦争の最中に領有を決定せずに、平時におこなうべきだっただろう。この点は尖閣諸島の問題でも当てはまる。

報告者の考え方は、竹島は領土問題としては日韓双方にとってはフィフティ・フィフティであるが、歴史問題として考えた場合、日本が領有権の主張を放棄することが妥当であると考え。竹島問題の処理は、日本が日本軍慰安婦問題での公的な謝罪と被害者への個人賠償を含め、韓国植民地化と植民地支配への反省と償いを誠実に実施することとセットである。竹島の領有権主張放棄を、その反省を示す、一つの象徴的行為としておこなうことが、日本が取る選択肢としてあるのではないか。

ただし、それをおこなううえではいくつかの条件がある。

冒頭に述べた4つのレベルで言えば、①②は韓国の主張を認めるとしても、③については、竹島の領有権をどちらが持つかに関わらず、日韓双方の利益を分けあうことが必要であるし、④は非軍事化を図るべきである。領土問題が解決すれば竹島は注目されなくなるのかもしれないが、日韓友好のシンボリックな役割を示す場にはできないだろうか。

また韓国政府と韓国国民が、自分たちの主張が正しかった、日本の主張は間違っていたのだ、だから日本は放棄したのだ、などと日本国民を攻撃あるいは挑発するような言動は固く慎むべきである。日本の植民地支配への反省をきちんと受け止め、日本の竹島放棄を歓迎し、これを日韓友好促進の契機にしようという前向きな姿勢で対応するべきである。韓国国民がそうした成熟した国民であることに期待したい。

4 尖閣諸島

前近代の古文書を持ち出して、それらの島々を知っていた、そこに記されていた、などという記述を挙げて、自らの領土であると主張することに意味があるとは思えない。船の航路の途中にある目印となる島のことを記していたからといって、それが領土であると主張するのは妥当ではない。

尖閣諸島の問題は、日中間の問題であるかのように思われているが、その源は、日本による琉球侵略と併合にあったと考えるべきである。

明治政府は、1879年に軍隊と警察隊を派遣して、軍事力を背景に琉球処分を強行し、琉球王国を廃して、沖縄県を設置した。これは近代日本による最初の対外侵略・領土併合である。これ以降、沖縄の進路を沖縄の民衆自らが決定することができず、日本政府（日本本土）によって決められることになる。今日まで続く沖縄差別の出発点である。

尖閣諸島は、琉球王国と中国・台湾の間にある島々であり、琉球併合以前の時期には日本とはまったく関係がない。日本が関わるのは、この1879年以降のことではない。

沖縄は日本の固有の領土ではなかったし、日本政府も沖縄を日本の固有の領土とは考えていなかった。たとえば、琉球併合について清国が抗議をおこなったが、それに対して日本政府は、1880年に分島・改約案を提示している。つまり、沖縄を二つに分け、宮古・八重山は清に譲渡し、沖縄島以北を日本が保持するという案である。この提案を、清国は当初は同意するが、清国に助けを求めて亡命していた琉球王国の元重臣らの抗議を受けて、清国は分島案への同意を撤回した。日本政府は、日清戦争開始までその提案を取り下げなかった。尖閣諸島は、現在、石垣市に属するとされており、つまり八重山諸島の一部である。ということは、日本政府が清国に譲渡しようとした地域にあたる。したがって日本政府が尖閣諸島を日本の「固有の領土」などとはまったく考えていなかったことがわかる。

その後、1894年6月に日本は朝鮮へ出兵し、7月から事実上、清国と戦争状態に入り、8月に清国に宣戦布告をおこない、こうして日清戦争が始まった。そして日本が優位に戦いを進めるなか、1895年1月に、尖閣諸島を日本領土に編入することを閣議決定した。このときの論理も「無主地先占」であった。つまりこれ以前は日本の領土ではなかったということである。

その後、1895年4月に日清講和条約（下関条約）が結ばれて日清戦争が終わるが、この講和の条件として、台湾の日本への割譲が決められた。その後、日本による台湾征服戦争がおこなわれることになる。尖閣諸島が仮に中国の領土だったとしても台湾に属する島々であるから、台湾を日本に割譲することを認めた清国が、日本の尖閣領有化に抗議をしなかったとしても、不思議ではないだろう。

いずれにせよ日本にとっても中国にとっても、尖閣諸島のような人も住んでいない島にはたいして関心はなかったと言える。しかし日本が琉球を併合し、さらに朝鮮半島や台湾への進出を図るなかで、沖縄と台湾の間にある尖閣諸島が意識され、戦争が有利に進んでいる中で、領有化が実行されたと考えられる。したがって、日本政府が、台湾割譲、すなわち中国への侵略と、尖閣諸島の領有化は別だと主張しても、説得力はないと思われる。尖閣諸島は日本の領土だというのなら、戦時ではない時に領有化を図るべきであった（だからといって、中国領だということにはならないので、念のために）。

時代は下るが、アジア太平洋戦争の末期、沖縄に米軍を迎え撃とうという1945年1月に、大本営陸軍部・海軍部は「帝国陸海軍作戦計画大綱」を作成し、天皇が裁可した。この中では、「皇土防衛の為縦深作戦遂行上の前縁は南千島、小笠原諸島、沖縄本島以南の南西諸島、台湾及上海付近とし之を確保す（略）敵の上陸を見る場合に於ても極力敵の出血消耗を図り…」とあり、多くの論者が指摘しているように、沖縄は、日本の「皇土」外と見なされていた。そうすると当然、尖閣諸島も「皇土」外である。

また1945年7月に近衛文麿をソ連に派遣して終戦工作を図ろうとした際に作成された

「和平交渉の要綱」では、「国体および国土」として、「(イ) 国体の護持は絶対にして、一歩も譲らざること。」について「(ロ) 国土については、なるべく他日の再起に便なることに努むるも、止むを得ざれば固有本土を以て満足す」とあるが、この説明文書によると、「固有本土」には沖縄は含まれない。つまり尖閣を含む沖縄は放棄してもよい土地と見なされていた。

敗戦後の 1947 年 9 月の昭和天皇のメッセージ、つまり沖縄を軍事占領し続けてほしいとアメリカに申し出たメッセージでも、沖縄は日本本土とは区別（差別）され、日本本土の利益のためには、外国に占領され続けてもかまわない島々で見なされていた。

2007 年に成立した鳩山民主党政権のときに、普天間飛行場の移設先として本土のいくつか候補にあがったが、それらは地元自治体と住民が反対したために移設候補から外された。沖縄では地元自治体や住民がいくら長年にわたって強く反対し続けても、日本政府はあくまでも沖縄に新基地建設を押し付けようとしていることとは正反対である。

2011 年の 3.11（地震と津波、原発事故）以降、原発を地域に押し付けてきた差別の構造が大きな問題として取り上げられるようになってきたが、地元が反対して原発建設を阻止してきた自治体も少なくない。原発の場合は、政府や電力会社の圧力や懐柔策に抗して、地元が拒否することができたが、沖縄の基地については、いくら地元が反対しても日本政府は基地押し付けを強行しようとし続けている。こうしたことを考えてみても、沖縄の運命を沖縄の人々自らが決定することは認めず、本土のために差別利用してきていることは琉球処分以来、一貫して続いていると言わなければならない。

「琉球新報」（2012.9.5）の「論壇」に掲載されたある学生の主張を紹介する。報告者もまったく同感である。

「固有の領土」という言葉は欺瞞に満ちている。なぜなら「固有の領土」であるはずの尖閣諸島を含む先島諸島は、歴史上何度も領有が変わっているからだ。先島諸島分島案の妥結、戦後の米軍統治等々だ。歴史上何度も都合の良い「モノ」のように扱われた島々を、なぜ「固有の領土」と呼べるのであろうか。

「固有の領土」である尖閣諸島で愛国心あふれる政治家や活動家が、香港の活動家に対抗して勇ましく日の丸を振り日本の領有を主張している。しかし私の目には彼らの言動は非常に利己的で滑稽に映る。

すぐ近くの沖縄県には 60 年以上も他国の軍隊に強奪され占領されている土地があり、傍若無人な振る舞いで多くの地域住民が苦しめられて続けている。また辺野古新基地・オスプレイの配備等々でさらに危険を押し付けられようとしている。

勇ましく無人島で旗を振り領有を主張するのならば、膨大な基地被害を被っている沖縄のために、嘉手納基地や普天間基地の滑走路で旗を振り領有を主張してもらいたいものである。虚栄心や海底資源のほうが沖縄県民の生命財産よりも大事なのだろう。

彼らのメンタリティーは分島案を進めた日清両政府、自国民であるはずの沖縄県民を戦争で「捨て石」にし、戦後はあっさりと他国の軍政下に置いた日本政府と全く変わらない身勝手なものであると言える。「固有の領土」を主張する仮面の下には、琉球・先島諸島は「モノ」であるというメンタリティーが潜んでいる。

一見勇ましく正当性があるかのように思える主張に扇動されて、周辺漁民共有の「美しい平和な海」を「醜い危険な海」にしてはならない。このような状況だからこそ、沖縄は一丸となり「万国津梁の鐘」を打ち鳴らし平和を訴えてゆくべきだ。

他方、中国の行動はどうか。中国・台湾が尖閣諸島について、自らの領有権を主張し始めたのは 1970 年代からである。それまでそうした主張をしなかった（あるいはできなかった）歴史的な背景はある程度理解できるが、しかし今日のやり方は、きわめて遺憾である。かつての棚上げ方式は中国の良識ある対応であった。日中漁業協定も海底資源開発の話し合いでも、尖閣諸島の領有権問題とは切り離して処理しようとしてきた日中両政府の判断は、賢明であった。漁業をめぐるさまざまなトラブルがあったとしても、それはあくまでも漁業問題として対処するべきである。

しかし、この間の力によって強引に、日本政府に対して「領土問題がある」ことを認めさせようとする中国政府の対応は一領土問題があることを認めない日本政府の対応に問題があることは言うまでもないが一、日中両国の対立を煽り、両国内での国家主義・排外主義を煽る危険な行動である。もし同じような対応を、日本が竹島で韓国に対しておこなったならば一たとえば、日本の海上保安庁の巡視船や漁船が、くりかえし竹島の領海に入り、韓国側の関与と同レベルまで日本側の関与を引き上げるような対応を取ったならば一、韓国世論は猛反発をするだろうし、日本は厳しい国際非難を受けるだろう。報告者は日本がそうしたことをおこなうことにはあくまでも反対する。

このような腕力で日本に中国の言い分を飲ませたとしても、日本社会の中には中国に対する反発と警戒、屈辱によって、反中排外主義が一層激しくなるだけでしかない。さらに、日本がかつておこなった中国に対する侵略戦争と残虐行為の事実を認め謝罪し償おうという市民の取り組みを孤立化させ、中国になぜ謝るのかという世論を強めるだけでしかなく、さらには憲法 9 条を変えようとする勢力に有利な状況を作り出すだけである。

かつて孫文は、日本人びとに、西洋の「霸道」ではなく、東洋の「王道」の道を歩むように期待する演説をおこなった。つまり西洋の帝国主義の道ではなく、道理と道義によって治める道である。日本は残念ながら、この孫文の期待を裏切った。この問いかけは、アメリカと共に霸道の道を進みつつある、今日の日本自らが自省しなければならないことであると同時に、今日の中国自身の問題でもあると思われる。

なおアメリカは、1972 年の沖縄返還の際に、中国・台湾からの抗議をうけ、尖閣諸島の帰属はあいまいなままにした。今日においても、施政権は日本が掌握していることを認めつつも、領有権の帰属については、どちらにも組せず、中立的立場をとるという姿勢を継続している。そのアメリカの政治的軍事的力にすぎりつこうとする日本政府や人びとの姿勢は、哀れ（というより滑稽）としか言いようがない。棚上げ方式を一方的に破ったのは日本政府であり、石原都知事が都で購入を図って挑発をおこなったこと、十分な配慮なしに日本政府が国有化したことなど、今日の問題を引き起こした日本側の問題は大きい。

いずれにせよ尖閣諸島について、日中両国ともに「固有の領土」とは言えない。この島々を利用してきた人々は琉球・沖縄の人々であったことをあらためて認識する必要がある。台湾の漁民たちも利用してきたとすれば、その地と周りの海を生活の場としてきた人びと

が共存できる方法を考えなければならない。

2013年4月に締結した日台漁業協定は、尖閣諸島の領有権問題は一応棚上げにして漁業協定を結んだ点では評価できる面があるが、日本政府は領有権にこだわって、逆に沖縄の漁民の利益を損なう判断をした性格が強く、沖縄が犠牲にされた側面がある。

尖閣諸島の問題は、日本による琉球併合以来の沖縄に対する侵略と差別政策の問題と密接につながっている。日本による国有化によって引き起こされた現在の緊張と対立を打開するためには、日中両国の国家の論理をいったん、引っ込めて冷静になるしかない。そのための一つの方法は、尖閣諸島を沖縄に返すことではないかと思われる。これは同時に、沖縄の望んでいる米軍基地の大幅縮小など、沖縄のことは沖縄の人々自身で決定するという意味で、沖縄の主権を沖縄の人々に返すことの一環としてなされなければならない。これは沖縄が独立するかどうかには関わらないことを付け加えておく。

新崎盛暉氏が昨年の本フォーラム東京会議で主張されたように、「地域住民の生活圏」の視点で、沖縄を中心にしながら、そこに関わる台湾の関係者も含めて、共存できる仕組みを考えていくべきである。そして冒頭の(5)で指摘したように、関わる人々にとってプラスになる方法をじっくりと議論し考えることが必要である。領土問題の解決が、日中両国の友好にプラスになるような方法を冷静に考えよう。もちろんそのために不可欠なことは、日本がおこなった侵略戦争と残虐行為についての事実の承認と謝罪、被害者への償いを誠実に実行することであることは言うまでもない。

おわりに

領土問題の解決のためには、その前提として、歴史問題（日本の戦争責任・植民地責任）の解決が不可避である。日露両帝国主義の被害者となったアイヌなどの先住民、日本の侵略と植民地化の被害者となった朝鮮半島・台湾の人びと、日本による琉球併合以来の差別政策の被害者となっている沖縄の人びと、また日本の侵略戦争の被害を受けた中国の人びと、そうした問題の解決と、日本が抱えている領土問題の解決は切り離すことが出来ない。

ここでは三つの領土問題を考えるにあたっての基本的な視点について議論したので、具体的な解決の仕方は、ここで述べたものが唯一のものではなく、関係国の政府と市民の英知によって、よりよい方法が選択されることを期待したい。

なお国際司法裁判所への提訴という方法は、一般の領土問題であれば、一つの有力な解決策であるだろうが、日本の場合、歴史問題への真摯な取り組みを回避するものであって、今の時点では賛成できない。

韓国や中国における国家主義・排外主義的な力が強くなると、それに対する日本での国家主義・排外主義的な力も強くなる。当然、その逆もある。相手方の国家主義者の存在は、自分たちが自らの国家の過ちを反省しないための絶好の口実にされる。国家主義者たちは、一見すると対立しているように見えるが、実は、お互いの存在が自己の正当化にとって必要であるという点で、共存関係にある。自己中心の国家主義者たちの「国際連帯」である（ここで国家主義者とは、ナショナリスト一般ではなく排外主義的なものを意味している）。

他方、自国の過ちを自省しようとする者たちは、国家の枠を超えて、事実に基いて、民衆を犠牲にする国家と国家権力を批判的にとらえ、議論を積み重ね、共同と連帯を少しず

つではあるが追及しつつある。本フォーラムはそうした人びとの努力によって積み重ねられてきた。

報告者の担当する大学のゼミナールでは近年、韓国の大学と交流しているが、2012年7月に合同で勉強会をおこなった際に、議論のテーマの一つとして、日本軍「慰安婦」問題と韓国軍「慰安婦」問題をセットで取り上げた。後者は、朝鮮戦争の際に韓国軍が慰安所を設けていた問題である。旧日本軍人が主体だった韓国軍が、日本軍と同じ発想で同じような慰安所を設けていた。このことは韓国でいくつか研究が生まれてきているが、韓国の学生たちはこのことを事前学習で初めて知り、かなりのショックを受けたようだった。日韓の学生たちがグループ討論をおこない、各グループから討論内容を発表してもらったが、いずれのグループでも、日韓両政府ともに事実を隠そうとするのはおかしい、事実を認めて国民に知らせるべきであるし、両政府ともに被害者にきちんと謝罪と賠償をおこなうべきだという意見でまとまったようだった。

日本側の学生は、全員が韓国調査旅行に行き、水曜集会にも参加しナムムの家を訪問するなど元「慰安婦」の女性たちにも会って直接交流もしてきていたので、日本軍「慰安婦」を正当化するような者がいなかった。もし日本軍を正当化するような学生がいれば、そこで紛糾して何も議論は進まなかつただろう。日本の学生も加害の事実を認め、日本軍がひどいことをしたということが共通の認識になっていれば、そこから韓国の学生も韓国自らのあり方を見つめようとし、相互の議論が成立する。女性の人権を踏みにじりながら反省しない両政府に対して、被害者の視点から、日韓がともに同じ課題を抱えており、協力することによって問題を解決しようという意識が生まれてくる。そこには、韓流ブームなどだけでは得られない、日韓の市民の新しい連帯と友好の萌芽があるだろう（それほど簡単には行かないことも十分に承知しているが）。

日本対韓国、日本対中国という国家単位の対抗図式ではなく、帝国主義と人権抑圧の国家権力を正当化する立場にたつ人々と、市民の人権の視点からそれを批判的にとらえようとする人々との対抗関係が生まれてきている。1990年代以降の東アジアの民主化（中国の場合は民主化というよりは経済成長にともなう民衆の自由の拡大と言うべきかもしれない）のなかで、日本の戦争責任・植民地責任への取組みを通じて、人々の連帯が広がってきた。

東アジアの近代史を振り返ると、かつての中華帝国が解体し、それに代わって日本帝国主義が東アジアを侵略・支配していった近代、アメリカのヘゲモニーの下で軍事政権（韓国）や独裁政権（台湾、フィリピンなど）、軍事支配（沖縄）、他方で共産党一党独裁下におかれてきた中国や北朝鮮、という構造のなかで民衆が抑えられ分断されてきた第二次大戦後の冷戦時代、この19世紀末から20世紀末までの時代は、東アジアの民衆が分断されてきた歴史だった。現在でも逆流は依然として強いし、領土問題のように国家主義的な雰囲気や圧迫しているような領域があつて楽観できないが、いまわれわれは、東アジアの民衆の連帯と交流を語り、実践することができる時代をようやく迎えつつあると言えるだろう。領土問題と歴史問題の平和的解決はそのために避けて通ることのできない課題である。

【追記】

本報告では参考文献を省略したが、領土問題についてはこの数年、優れた研究あるいは議論がなされた著作が数多く刊行されている。たとえば、本報告作成にあたって大変参考にさせていただいたものとして、たとえば次のような著作が挙げられる（刊行順）。

- ・原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点ーアジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』溪水社、2005年
- ・岩下明裕編著『日本の国境・いかにこの「呪縛」を解くか』北海道大学出版会、2010年
- ・子どもと教科書全国ネット『竹島／独島問題の平和的解決をめざして』つなん出版、2011年
- ・孫崎享『日本の国境問題』ちくま新書、2011年
- ・池内敏『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会、2012年
- ・和田春樹『領土問題をどう解決するか』平凡社、2012年

また本報告後に刊行されたものとしては、岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策』朝日新書、2013年、がある。解決の展望と方向性については、和田氏と岩下氏の提案がたいへん参考になる。

ここで領土問題と歴史問題の関連について少し触れておきたい。岩下氏の視点には大変共感するところが多く、その議論は非常に勉強になり、解決策として重要な提案と考える。ただ氏は、歴史問題と領土問題を切り離して処理すべきと主張している。ほかにも切り離すべきという論者は少なくない。

本報告は領土問題と歴史問題を関連付けて考えようとするものであるが、両者を切り離そうという議論とそれほど対立するものとは考えていない。歴史問題をきちんと解決することが、領土問題を歴史問題から切り離して、領土問題としての解決策を考えるために必要不可欠であるというのが筆者の主張でもある。

このことは特に竹島問題に当てはまる。ただもはや両者を切り離せない段階に来ているのではないか、両者はセットで解決を図るしかないのではないかという印象もある。この点は、さらに知恵を出し合うしかないだろう。

尖閣問題については、中国との関連に関して言えば、歴史問題と関連付けがなされないようにするためにも、歴史問題はそれ自体として解決されなければならない。歴史問題をいまのように放置していると尖閣問題と（日中間の）歴史問題が結び付けられてしまう（すでにそうなりつつあるが）。

北方4島については、ロシアとの関係について見れば、両問題の切り離しは比較的容易にできると思われる。長年の交渉の積み重ねの中にたくさんの解決のヒントがあるだろう。

ただ本報告で強調したことは、北方4島問題は日露間だけの問題ではなく、日本（ヤマト）のアイヌという先住民に対する迫害と差別の問題と関連しており、尖閣の問題は、沖縄に対する日本（ヤマト）による差別と関連しているということである。国家間の関係だけを見ていると、こうした現在の日本国家内部における歴史問題が見逃されてしまう。国

家間の談合によって、その地域の人びとが再び（あるいは再三再四）無視あるいは犠牲にされることを避けなければならない。

このようなことを考慮すると、日中（台）韓の国家間においては、歴史問題をきちんと解決することが、領土問題を歴史問題から切り離して処理するために不可欠であるだろう。しかし、日本国家内部の歴史問題は、領土問題と切り離すことはできないし、切り離すべきではないと考える。そうしたことを鑑み、本報告はあえて領土問題と歴史問題とを関連付けて議論した次第である。

以上